### 令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時:令和6年9月26日(木) 15:00~

場所:加古川市役所北館大会議室

- 1 開 会
- 2 出席者自己紹介
- 3 加古川市要保護児童対策地域協議会の概要
- 4 議 題
  - (1) 令和5年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告について
  - (2) 令和5年度 要保護児童通告件数及び処理状況
  - (3) 令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業計画(案)について
  - (4) その他
- 5 意見交換等
  - (1) 「こども家庭センターにおける児童虐待相談の現状」 兵庫県中央こども家庭センター こども総括監(兼)所長 木下浩昭氏
  - (2) 関係機関意見交換
- 6 閉 会

# 令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会 代表者会議



令和6年9月26日(木)15:00~ 加古川市役所北館 大会議室

# 目 次

1.	加古川市要保護児童対策地域協議会 関係機関出席者名簿	1
2.	加古川市要保護児童対策地域協議会の概要	2
3.	令和5年度加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告	4
4.	令和5年度加古川市要保護児童通告件数及び処理状況	6
5.	令和6年度加古川市要保護児童対策地域協議会事業計画(案)	7
6.	児童福祉法(抜粋)	8
7.	加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱	9
8.	加古川市要保護児童対策地域協議会代表者会議傍聴要領	14

# 加古川市要保護児童対策地域協議会 関係機関出席者名簿 (敬称略)

区分	機関・団体等	役職等	氏 名
医病胆核	加古川医師会	理事	伊東 利幸
医療関係	加古川市民病院機構	医療業務部 副部長	太子裕貴
地域関係	加古川市町内会連合会	会長	岡 本 立 身
	加古川市社会福祉協議会	セーフティネット担当係長	山下 沙耶子
	加古川市民生児童委員連合会	理事	旗 手 信 秀
	児童養護施設 播磨同仁学院	施設長	山本 千代
福祉関係	児童家庭支援センター 虹の丘	センター長	西村 百美
	兵庫県中央こども家庭センター	所長	木 下 浩 昭
	兵庫県加古川健康福祉事務所	健康参事	萩 原 殉 子
	兵庫県保育協会加古川支部	支部長 加古川ひまわり保育園長	髙 橋 雄 也
	加古川市PTA連合会	書記	中 村 亮 太
教育関係	加古川市立幼稚園・こども園園長会	東神吉こども園長	山本 麻由美
	加古川地区私立幼稚園連絡会	別府幼稚園副園長	中 川 昌子
人権擁護関係	加古川人権擁護委員協議会	会長	柳谷佐代子
   警察司法関係	神戸地方法務局加古川支局	支局長	黒武者 昭人
<b>三</b> 示 引	兵庫県加古川警察署	生活安全第二課長	富岡 頼史
	市民協働部	部長	松下哲也
	福祉部	部長	竹 中 重 夫
   加古川市	消防本部	消防長	田渊秀樹
וואדוויוי	教育委員会教育総務部	部長	鹿 間 隆泰
	教育委員会教育指導部	部長	松尾光隆
	こども部	部長	稲 岡 剛

協議会事務局

加强工事仍凡	所属・役職等			氏	名	
		担当部長	塩	谷	幸	代
		稲	岡	直	樹	
		課長	福	浦	正	浩
   こども部	家庭支援課	副課長	宮え	ķ	早希	子
_ CCOm		こども家庭センター担当副課長	髙	野	万	里
		家庭支援係長	中	村	囯	希
		家庭支援係	加	藤	侑	加
		家庭支援係	陵	城	優	佳

#### 【 要保護児童対策地域協議会の概要 】

#### 代表者会議

- 地域の中の要保護児童に関する機関が集まり、要保護児童の支援に関する状況について理解を深めるとともに、各年度における協議会の運営方針について協議する。また、実際の担当者で構成される連絡会議、実務者会議、個別事例検討会議が円滑に運営されるための環境整備を行う。
- 主な協議事項
  - ・ 協議会の活動状況の報告と評価
  - ・ 啓発活動 (オレンジリボンキャンペーンの展開方法の検討等)

#### 連絡会議

- 中央こども家庭センター、県健康福祉事務所、児童家庭支援センター「虹の丘」の ほか、市の要保護児童の関係各課によって構成される会議で、次の事項について協 議する。
  - ・ 対応方法に関する情報交換、円滑な連携に関する事項、研修会の実施等

#### 実務者会議

- 9者会議 …中央こども家庭センター、県健康福祉事務所、児童家庭支援センター、 警察、市教委、生活福祉課、障がい者支援課、育児保健課、家庭支援課の9構成機 関。+スーパーバイザーで構成され、中度以上ケースについての毎月の進行管理及 び通告情報のアセスメント等を実施。
- 育児保健合同ケース会議 …リスクの高い乳幼児・特定妊婦に係る情報交換(毎月)
- 療育支援機関会議 … 障がい児、発達障がい児等に係る情報交換(随時)
- 生徒指導担当者会議 … 非行問題等の問題行動のある児童に係る情報交換(毎月)
- 調整機関担当者会議 … 市家庭支援課(保健師、家庭児童相談員、婦人相談員、 母子・父子自立支援員等)でアセスメントを含めたケースの進捗を管理(随時)

#### 事例検討会議(個別ケース検討会議)

- 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。
- 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
  - ・要保護児童の状況の把握や問題点の確認、支援の経過報告及びその評価、新たな 情報の共有、援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - ・ 事例の主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
  - ・ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール(支援計画)の検討



# 要保護児童対策地域協議会ネットワーク関係図



地域住民

関係機関(児童委員、警察、病院、学校

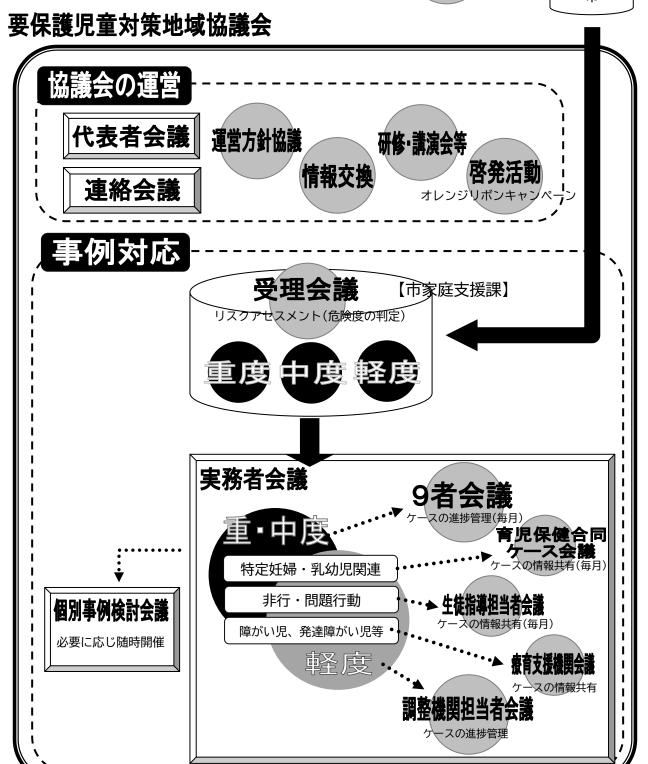


通告、相談



ども家庭センタ

市



# 令和5年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告

1 会議・研修会等

	時期	場所	内 容
代表者会議	6/15	加古川市役所 大会議室	・令和4年度 事業報告 ・令和5年度 事業計画
児童虐待防止 啓発活動	11月	市内各所	11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンキャンペーンを実 施。詳細は5ページ参照

2 個別ケースへの対応(実務者会議、事例検討会議等)

_2 個別ケース/	<u> への対応</u>	<u>(実務者会議、事</u>	<u>5例検討会議等)</u>
	時期	場所	内容
	毎月	市役所等	要保護児童の進行管理(中度以上)及び通告受理ケースの報告 等
実務者会議	毎月	市役所等	家庭支援課(児童福祉担当課) と育児保健課(母子保健担当課) との要支援家庭の報告・進行管理
大切日公政	毎月	市役所等	生徒指導担当者会議
	6月 2月	こども療育 センター	家庭支援課とこども療育センターとの要支援家庭の報告・進行 管理
事例検討会議	随時	市役所等	関係機関による個別事例の支援検討会議 65回
受理会議	随時	市役所等	家庭支援課内でのケースアセスメント、初期対応の検討
	7月 ~9月	小中養護学校	小中学校との連携強化を図るため、小学校(28校)、中学校(12 校)、養護学校(1校)において要保護児童の情報交換を実施
要保護児童の 情報交換	7月 ~9月	公立幼稚園 認可保育所	公立幼稚園・認可保育所との連携強化を図るため、公立幼稚園 (19園)、認可保育所(73園)において要保護児童の情報交換を実 施
	2月 ~3月	私立幼稚園	私立幼稚園と連携強化を図るため、私立幼稚園(2園)におい て要保護児童の情報交換を実施

# 令和5年度児童虐待防止推進関係の取組について

加古川市では、年々増加する児童虐待の防止を図るため、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を広く啓発し、市民及び職員の意識を向上させることによって、児童虐待の早期発見・早期対応を図りました。

特に、児童虐待防止推進月間である11月は、児童虐待問題に対する深い関心や理解を得るため、広報、啓発活動を集中的に行うキャンペーンを実施しました。

番号	実施事業名	事業内容
1	広報かこがわへの掲載	広報かこがわ11月号に児童虐待防止推進月間の記事掲載
2	バス車内広告 (市コミュニティバス:車内ポスター)	市コミュニティバス(かこバス)に車内広告ポスターを掲示
3	庁内放送	市役所庁舎内で啓発放送を実施。来庁者及び職員への啓発を 図る。
4	ポスターの掲示及びリーフレットの 配布	庁内、学校園、病院、市内大型商業施設、JR東加古川駅コン コース、関係機関等にポスターの掲示及びリーフレットの配 布を依頼
5	児童虐待対応マニュアルの配布	児童虐待対応マニュアルを市内小中学校・幼保育園に配布 出前講座において民生児童委員・主任児童委員・民生協力員 に配布
6	布リボンの配布	布製オレンジリボンを関係各課に配布
7	懸垂幕の掲示	庁舎前にて啓発懸垂幕を掲示

# 令和5年度 加古川市要保護児童通告件数及び処理状況

1 養護・虐待種別通告件数

単位:人

年度	養護		=⊥			
	<b>長</b> 礎	身体的	性的	心理的	ネグレクト	ēl
H31(元)	101	190	4	510	213	1018
R2	86	197	6	523	176	988
R3	84	173	4	483	196	940
R4	100	150	5	349	160	764
R5	90	175	3	420	198	886

<sup>※</sup>養護とは、保護者が家出、死亡、入院等により児童を養育することが適当でなくなった状態

2 経路別通告件数

単位:人

年度		経路												合計				
	児童相談所	都道府県指定市	市町村	保育園	児童福祉施設	認定こども園	警察	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	児童委員	家族/親戚	近隣/知人	本人	その他	口印
H31(元)	183	1	98	82	3	20	173	0	15	8	262	23	6	83	48	0	13	1018
R2	115	12	60	60	3	35	244	2	9	1	234	9	2	85	100	1	16	988
R3	110	7	99	52	7	26	230	3	16	0	238	7	4	61	60	3	17	940
R4	121	5	88	19	6	16	199	0	18	3	150	5	2	96	25	3	8	764
R5	129	6	116	65	7	21	204	0	10	11	171	26	0	63	32	8	17	886

#### 3 一時保護数 単位:人

一時保護者数 (実人員)
81
71
63
78
67

#### 4 新規ケース数単位:件

4 机坑	ノ 人数半位・付
年度	新規ケース数
H31(元)	231
R2	208
R3	186
R4	207
R5	181

5 要保護児童支援区分一覧※A年度4月1日時点

J 安/r	収し生メ	兄次台午反	+ 月   口吋川	
年度	重度	中度	軽度	合計
R3	1	23	509	533
R4	0	37	532	569
R5	0	23	472	495

# 令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会 事業計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 代表者会議						●代表者	会 (9/26)					
○ 連絡会議	●随時											
	●毎月第2水 ●毎月開催 ●毎月開催 ●毎月開催			回(下旬)						<b>●</b> 第2	2 回(下旬) 	
○ 事例検討会議 ○ 受理会議	●随時 ●随時											
○ 保育園・幼稚園・こども園 情報交換				●要係	・ R護児童リスト <b></b>	- - 配付・情報2 ▶	· 交換 			●チェックリ	ノスト送付	···· <b>&gt;</b>
○ 学校訪問 情報交換				•	要保護児童リ	スト配付・情	  報交換 			●チェックし	ノスト送付	••••
○ 私立幼稚園訪問 情報交換									●園訪問	●チェックし	ノスト送付	•
○講演会・研修会							●講演	I 資会(10/19) I				
<ul><li>○ 虐待防止</li><li>れンジリボンキャンパーン</li></ul>								●オレンジ!	リボンキャン	ペーン		
○ 児童虐待相談 家庭児童相談	●随時											
<ul><li>○ 兵庫県警との協定締結 情報共有</li></ul>	●毎月 <b>◆·····</b>											••••

### 児童福祉法(抜粋)

- 第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要 保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する 支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応 じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとす る。
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。
- ⑦ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修 を受けなければならない。
- 第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める 者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者
- 第六十一条の三 第 11 条第 5 項、第 18 条の 8 第 4 項、第 18 条の 12 第 1 項、第 21 条の 10 の 2 第 4 項、第 21 条の 12、第 25 条の 5 又は第 27 条の 4 の規定に違反した者は、 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を 図るため、児童福祉法(昭和25年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基 づき、加古川市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (定義)

- 第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると 認められる児童
  - (2) 要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く。)
  - (3) 特定妊婦 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
  - (4) 関係機関等 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者 その他の関係者

#### (所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)への対策に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
  - (2) 要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること。
  - (3) 要保護児童等への対策に係る啓発活動に関すること。
  - (4) その他要保護児童等への対策に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める関係機関等をもって組織する。

#### (会議)

- 第4条 協議会は、次の会議を開催する。
  - (1) 代表者会議
  - (2) 連絡会議
  - (3) 実務者会議
  - (4) 事例検討会議
- 2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、別表第1に定める関係機関等が推せんする者により各年度1回以上開催する。
- 3 連絡会議は、協議会の運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。
- 4 実務者会議は、要保護児童等に係る状況確認及び支援内容の検討を行うため、別 表第3に定める関係機関等の担当者により各月1回以上開催する。
- 5 事例検討会議は、個別の要保護児童等に対応するため、当該要保護児童等に係る 関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。

#### (秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしては ならない。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市こども部家庭支援課に置く。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)

加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱(平成14年10月10日福祉保健部長決 定)は廃止する。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

<ul> <li>区分 関係機関等</li> <li>医療関係 一般社団法人加古川下民病院機構</li> <li>地域関係 加古川市町内会連合会</li> <li>福祉関係 加古川市社会福祉協議会加古川市民児童委員連合会加古川市内の児童童藤施設加古川市内の児童童藤庭と設める者</li> <li>本の他・長が特に必要と認める者</li> <li>一般社団法人加古川市内房院機構</li> <li>地域関係 加古川市社会福祉協議会加古川市内の児童童藤庭と関か加古川市内の児童童家庭をプレター兵庫県中央こども家庭センター兵庫県加古川健康福祉事務所加古川市山保育園・認定こども園加古川市福祉部加古川市福祉部加古川市正とも部加古川市自社部省市上とも部加古川市直とも部加古川市立とも部加古川市立とも部加古川市立とも部加古川市立の共産教育等校加古川市立の兼護学校加古川市立の教育学校加古川市立の教育の政治の報題、教育委員会教育経済部教育学校加古川市市の教育を持済部本の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表</li></ul>		
地方独立行政法人加古川市民病院機構 地域関係 加古川市町内会連合会 福祉関係 加古川市社会福祉協議会 加古川市民生児童委員連合会 加古川市内の児童養護施設 加古川市内の児童家庭支援センター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市正化も部 加古川市正代も部 加古川市正代者暴力相談支援センター 教育関係 加古川市立義務教育学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立功稚園 加古川市立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部	区分	関係機関等
地域関係 加古川市町内会連合会 加古川市社会福祉協議会 加古川市大生児童委員連合会 加古川市内の児童養護施設 加古川市内の児童養護を設定とグター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市市立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市福祉部 加古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 加古川市立寺を校 加古川市立義務教育学校 加古川市立寺を校 加古川市立が群園 加古川市立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川市市民協働部 響察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部	医療関係	一般社団法人加古川医師会
福祉関係 加古川市社会福祉協議会加古川市民生児童委員連合会加古川市内の児童養護施設加古川市内の児童家庭支援センター兵庫県中央こども家庭センター兵庫県加古川市立保育園・認定こども園加古川市石とも部加古川市正とも部加古川市正とも部加古川市工とも部加古川市立大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		地方独立行政法人加古川市民病院機構
加古川市民生児童委員連合会加古川市内の児童養護施設加古川市内の児童家庭支援センター兵庫県中央こども家庭センター兵庫県加古川健康福祉事務所加古川市立保育園・認定こども園加古川市石とも部加古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 加古川市中不入連合会加古川市立一学校加古川市立義務教育学校加古川市立立等校加古川市立立学校加古川市立小学校加古川市市立分群園加古川市中の私立幼稚園教育委員会教育指導部教育委員会教育指導部人権擁護関係加古川市市民協働部神戸成務局加古川市市民協働部神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署	地域関係	加古川市町内会連合会
加古川市内の児童養護施設 加古川市内の児童家庭支援センター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市正とも部 加古川市配偶者暴力相談支援センター  教育関係 加古川市立中学校 加古川市立寺教教育学校 加古川市立寺養護学校 加古川市立幼稚園 加古川市立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部	福祉関係	加古川市社会福祉協議会
加古川市内の児童家庭支援センター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市正とも部 加古川市配偶者暴力相談支援センター  教育関係  加古川市中 T A 連合会 加古川市立中学校 加古川市立寺養務教育学校 加古川市立小学校 加古川市立小学校 加古川市立幼稚園 加古川市のの私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部  人権擁護関係  加古川・市・民協働部  警察司法関係  神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署  消防関係  加古川市消防本部		
兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 和古川市立中学校 加古川市立中学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立場護学校 加古川市立幼稚園 加古川市立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係		
兵庫県加古川健康福祉事務所加古川市立保育園・認定こども園加古川市内の私立保育園・認定こども園加古川市福祉部加古川市こども部加古川市配偶者暴力相談支援センター  教育関係 加古川市中学校加古川市立寺校加古川市立義務教育学校加古川市立会護学校加古川市立小学校加古川市立の経園加古川市内の私立幼稚園和古川市内の私立幼稚園教育委員会教育総務部教育委員会教育指導部  人権擁護関係 加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市立保育園・認定こども園加古川市福祉部加古川市こども部加古川市ことも部加古川市の利益を持ている。加古川市配偶者暴力相談支援センター  教育関係 加古川市中 ア A 連合会加古川市立中学校加古川市立等務教育学校加古川市立・支護学校加古川市立小学校加古川市立外稚園加古川市の利益の組園を受ける。 教育委員会教育総務部教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市内の私立保育園・認定こども園加古川市福祉部加古川市こども部加古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 加古川市中 T A 連合会加古川市立中学校加古川市立等務教育学校加古川市立教稚園加古川市立幼稚園加古川市中の私立幼稚園教育委員会教育総務部教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市福祉部加古川市こども部加古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 加古川市 PTA連合会加古川市立中学校加古川市立義務教育学校加古川市立義護学校加古川市立幼稚園加古川市立幼稚園加古川市中の私立幼稚園教育委員会教育総務部教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
か古川市配偶者暴力相談支援センター 教育関係 か古川市 P T A連合会 か古川市立中学校 かは川市立義務教育学校 かがおけれた。 かがある。 かがまる。 かがある。 かがある。 かがらいる。 ながらいる。		
教育関係 加古川市PTA連合会 加古川市立中学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立教稚園 加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部  人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署  消防関係 加古川市消防本部		加古川市こども部
加古川市立中学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立小学校 加古川市立小学校 加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部  人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署  消防関係 加古川市消防本部		加古川市配偶者暴力相談支援センター
加古川市立義務教育学校 加古川市立小学校 加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部	教育関係	加古川市PTA連合会
加古川市立教養護学校 加古川市立幼稚園 加古川市立幼稚園 和古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部  人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市立外科園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部  人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署  消防関係 加古川市消防本部		
教育委員会教育指導部 人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会加古川市市民協働部 警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
人権擁護関係 加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署 加古川市消防本部		
加古川市市民協働部  警察司法関係 神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署  消防関係 加古川市消防本部	人権擁護関係	
兵庫県加古川警察署 消防関係 加古川市消防本部		
消防関係 加古川市消防本部	警察司法関係	神戸地方法務局加古川支局
		兵庫県加古川警察署
その他 その他市長が特に必要と認める者	消防関係	加古川市消防本部
	その他	その他市長が特に必要と認める者

# 別表第2(第4条第3項関係)

区分	関係機関等
医療関係	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院地域連携 室
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部高齢者・地域福祉課 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市こども部幼児保育課 加古川市こども部こども療育センター 加古川市配偶者暴力相談支援センター
人権擁護関係	加古川市市民協働部人権文化センター
教育関係	加古川市教育委員会教育総務部学務課 加古川市教育委員会教育指導部社会教育課 加古川市教育委員会教育指導部学校教育課 加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
消防関係	加古川市消防本部救急課
その他	その他市長が特に必要と認める者

# 別表第3(第4条第4項関係)

区分	関係機関等
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市配偶者暴力相談支援センター
教育関係	加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
警察司法関係	兵庫県加古川警察署
その他	その他市長が特に必要と認める者

#### 加古川市要保護児童対策地域協議会代表者会議傍聴要領

平成29年3月21日こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成 17 年3月 29 日福祉部長決定)第4条に規定する代表者会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

- 第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議場の収容人員等を考慮して事務局が定める。
- 2 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(会議場に入ることができない者)

- 第3条 次に該当する者は、会議場に入ることができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが あると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第4条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を 表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるよう な行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第6条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

#### (違反に対する措置)

- 第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、事務局は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。
- 2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、事務局はその 者に対して会議場からの退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

#### (報道関係者の取扱)

- 第8条 加古川市記者クラブに加盟する社の記者その他事務局が報道関係者と認める者(以下「報道関係者」という。)は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- 2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。
- 3 報道関係者は、前項の規定により準用する第5条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影をすることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。